

学校・保育所等でのケガに乳幼児・子ども医療費助成は利用できません。

※日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となるとき

学校・保育所でのけが



学校・保育所での熱中症



体育や部活でのけが



通学・通園中のけが



👍のように学校・保育所等において、けがを負って病院を受診する際は、乳幼児・子ども医療費助成は利用せず、保険負担分（2割・3割）をお支払いいただきますようお願いいたします。

災害共済給付の対象となる場合

⇒ 学校や保育所等で手続き後、給付金のお支払い。

災害共済給付の対象とならない場合

⇒ 治癒までの医療費総額が5,000円に満たない場合は、乳幼児・子ども医療費助成の対象となります。

領収書及び印鑑をご持参のうえ、子育て支援係にお越しください。